

(様式1)

丹教総第389号

令和7年6月20日

文部科学大臣 殿

丹波市長 林 時彦

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

丹波市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和6年度～令和8年度（3年間）

(担当)

丹波市教育委員会 教育総務課

【担当】坂東

住所：兵庫県丹波市山南町谷川1110番地

電話：0795-70-0880

e-mail:kyouiku-soumu@city.tamba.lg.jp

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 老朽化対策を図る整備

該当なし

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

#### (2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

該当なし

#### (3) 教室不足の解消等を図る整備

該当なし

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

生徒たちの学習・生活の場であり、災害時には避難所として活用される中学校の屋内運動場等について、熱中症対策と避難所機能を強化し耐災害性を向上させるため市内6中学校全てに空調設備を整備する。  
また、柏原・氷上学校給食センターにおいて、老朽化した空調設備を更新し、環境の改善を図る。

#### (5) 施設の特徴に配慮した教育環境の充実を図る整備

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

##### (1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		20 校
中学校		6 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚園を含む。)		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	3 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	23 箇所
	学校武道場	4 箇所
	社会体育施設	8 箇所

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1		
国土強靱化地域計画※2		

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画の初年度に、庁内において3. 施設整備計画の目標の各項目における達成度合いを計測するための指標等を検討し、計画期間経過後にその指標等に基づき目標の達成度合いを計測し、評価結果を丹波市の広報誌等により住民に周知する。</p>
--

